4	石綿濃度測定について

石綿を含有する建築材料の除去等の工事を施工する場合、作業中と作業後に大気中の石綿濃度を測定しなければなりません。

※　同一の建築物等おいて除去等の作業を複数の作業場でおこなう場合は、原則として作業場ごとに測定を実施してください。
※　同一の作業場において除去等の作業が１週間を越えておこなわれる場合は、原則として１週間毎に１回以上の頻度で測定を実施してください。なお、作業内容、工法等により測定数が異なる場合があります。

１　掻き落し、切断（溶断を含む）、破砕による除去（グローブバック作業を除く）

（1）　敷地境界付近（作業中*、作業後**）

サンプリングは、10L／分の流量で４時間***行い、測定位置は敷地境界付近において４方位で測定をしてくだい（図１）。また、敷地が広く、対象建築物等から敷地境界までの距離が離れている場合は、敷地境界に代えて対象建築物等の周辺で測定をすることができます（図２）。

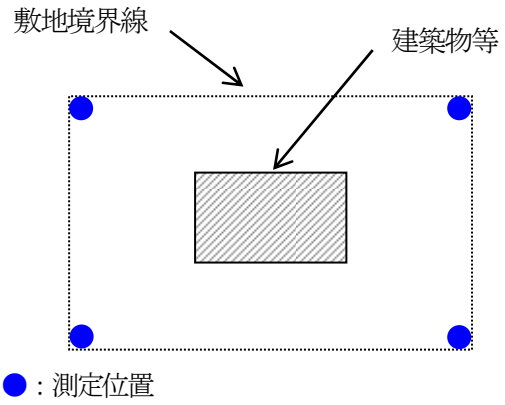

図１　敷地境界での測定位置

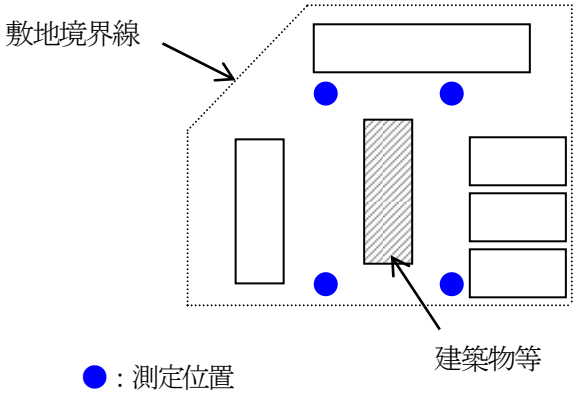

図２　敷地境界までの距離が離れている場合

（2）作業場の近傍（作業中*、作業後**）

サンプリングは、10L／分の流量で４時間***行ってください。測定位置は、作業中（図３）については①前室出入口近傍および②集じん機の排気口（排気口が複数ある場合は、排気口ごとに測定）近傍で、作業後（図４）については作業場内で測定をしてください。

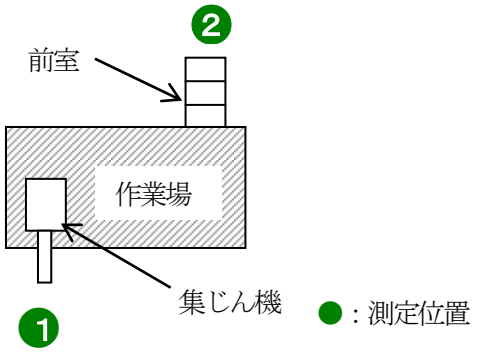

図３　作業中の測定位置

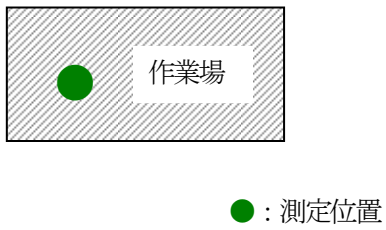

図４　作業後の測定位置

＊　作業中の測定は、原則として除去、囲い込み、封じ込め作業の初日に実施してください。また、捕集した試料は速やかに分析して作業基準が守られていることを確認してください。　石綿の飛散が確認された場合は、作業を中断し、作業の点検を実施するとともに、環境創造局規制指導課に報告してください。

＊＊　作業後の測定は、原則として養生撤去や石綿に関した廃棄物の排出等が完了後に速やかに実施してください。

＊＊＊　石綿に係る特定粉じんの濃度測定法（平成元年環境省告示第 93 号）に定める方法により測定し、原則として適切な気象条件のもとで実施してください。

２　前項（掻き落し、切断、破砕）以外の方法およびグローブバック等による除去、囲い込み、封じ込め

（1）敷地境界付近（作業中*、作業後**）

サンプリングは、10L／分の流量で４時間***行い、測定位置は敷地境界付近において４方位で測定をしてください（図５）。また、敷地が広く、対象建築物等から敷地境界までの距離が離れている場合は、敷地境界に代えて対象建築物等の周辺で測定することができます（図６）。

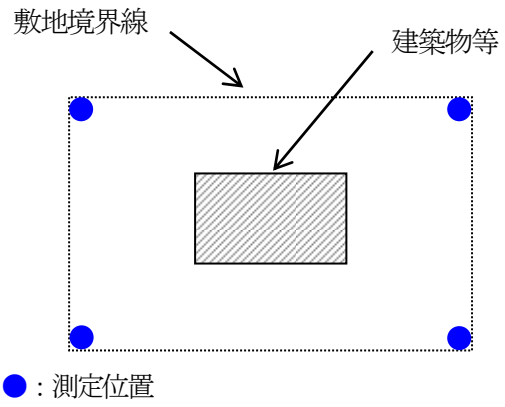

図５　敷地境界での測定位置

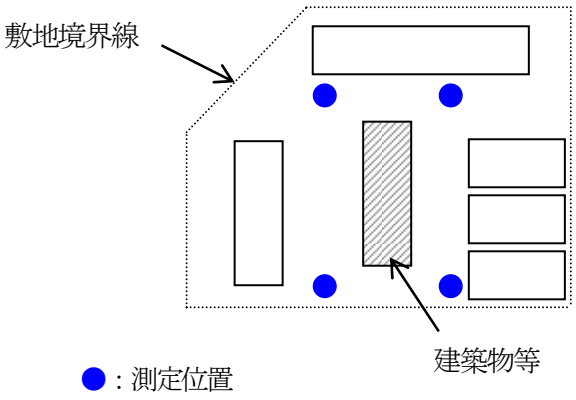

図２　敷地境界までの距離が離れている場合

（2）作業場の近傍（作業中*、作業後**）

サンプリングは、10L／分の流量で４時間***行ってください。測定位置は、作業中（図７）については養生の出入口近傍またはグローブバック作業場所近傍、作業後（図８）については作業場内で、各１点以上の測定を行ってください。

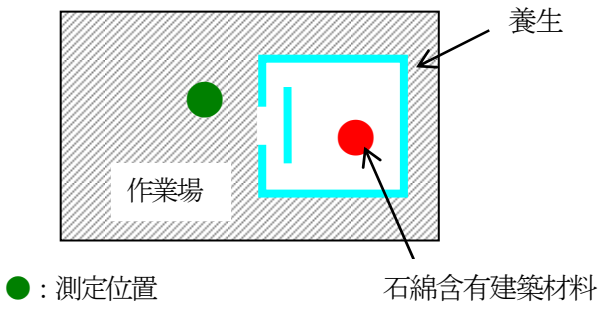

図７　作業中の測定位置

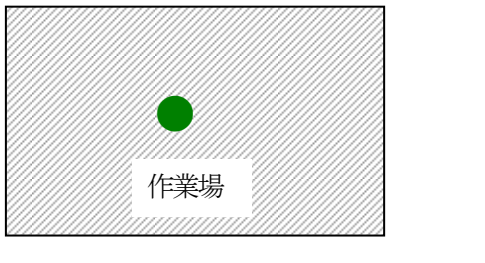

図８　作業後の測定位置

（3）　除去等の作業が測定時間（4 時間）より短い時間で終了する場合の測定方法

（単一の除去等の作業をおこなう作業場で施工する場合）

作業が終了しても同一場所で測定を継続してください。なお、作業時間が測定時間より明らかに短い場合は、作業中と作業後の測定を合わせる場合があります。

（複数の除去等の作業をおこなう作業所で施工する場合）

敷地境界付近の測定は同一場所で測定をしてください。　作業場近傍の測定は、作業中は作業箇所を移動するごとに測定位置も新たな作業箇所に移動して測定を継続してください。また、作業後は代表的な作業箇所を１点以上測定してください。

※　本パンフレットで記載している「大気中の石綿濃度測定」は、石綿を含有する建築材料の除去等の工事を施工するにあたり、最小限の測定を求めているもので、安全対策等でおこなう作業前等の測定を妨げるものではありません。

３　石綿含有セメント建材

（1）敷地境界付近（作業期間中*）

測定は、10L／分の流量で４時間測定***です。測定位置は、敷地境界付近において４方位で測定をしてください（図９）。また、敷地が広く、対象建築物等から敷地境界までの距離が離れている場合は、敷地境界に代えて対象建築物等の周辺で測定することができます（図１０）。

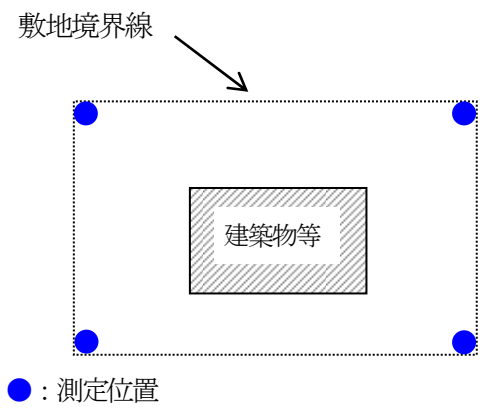

図９　敷地境界での測定位置

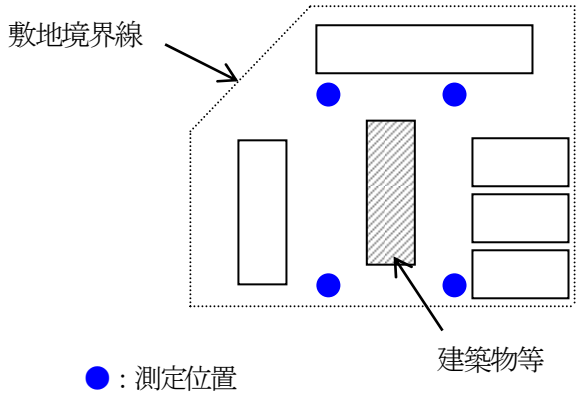

図２　敷地境界までの距離が離れている場合

（2）作業場の近傍（作業期間中*）

測定は、10L／分の流量で４時間測定***です。原則として作業場の近傍で各１点以上の測定をしてください。ただし、当該作業が外装材の撤去作業であって、敷地境界の測定を対象建築物等の周辺★でおこなう場合にあっては、作業場と周辺測定位置がほとんど変わらないことから、近傍の測定は省略できる場合があります。

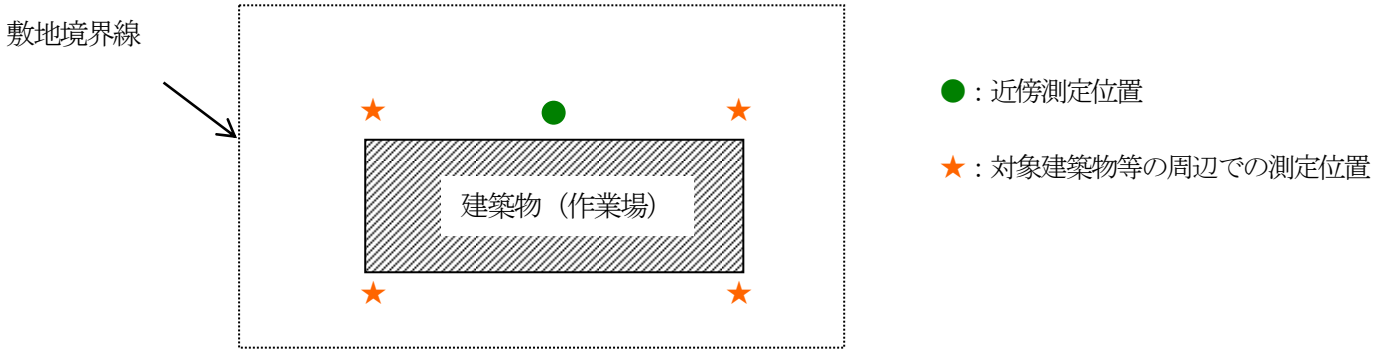

図１１　作業場の近傍測定（例）

＊　作業中の測定は、原則として除去、囲い込み、封じ込め作業の初日に実施してください。また、捕集した試料は速やかに分析して作業基準が守られていることを確認してください。　石綿の飛散が確認された場合は、作業を中断し、作業の点検を実施するとともに、環境創造局規制指導課に報告してください。

＊＊　作業後の測定は、原則として養生撤去や石綿に関した廃棄物の排出等が完了後に速やかに実施してください。

＊＊＊　石綿に係る特定粉じんの濃度測定法（平成元年環境省告示第 93 号）に定める方法により測定し、原則として適切な気象条件のもとで実施してください。

※　本パンフレットで記載している「大気中の石綿濃度測定」は、石綿を含有する建築材料の除去等の工事を施工するにあたり、最小限の測定を求めているもので、安全対策等でおこなう作業前等の測定を妨げるものではありません。